

2007年12月7日

株式会社スクウェア・エニックス

韓国における当社のCG映像作品の著作権侵害被告人に対する 有罪判決に関するコメント

当社のCG映像作品「ファイナルファンタジー®VII アドベントチルドレン」の
無断改変およびミュージックビデオとしての商用利用に関して

韓国の芸能プロダクションのファントム・エンタテインメント・グループ（以下ファントム）に所属する人気歌手「IVY」の新曲「誘惑のソナタ」の広告宣伝用ミュージックビデオ（以下本件ビデオ）において、当社のCG映像作品「ファイナルファンタジーVII アドベントチルドレン」の一場面がファントムにより無断改変および実写化され、商用利用された件につき、昨日、ソウル中央地方法院（グ・フェグン裁判官）が本件ビデオを商用目的で利用していたファントムに対し罰金1,000万ウォン、本件ビデオを製作・指揮した監督ホン・ジョンホ氏ならびにファントム理事のイ・ハンウ氏に対し各罰金600万ウォンの判決を言い渡したとの連絡を当社代理人を通じて受けました。

判決言い渡しにあたり、弊社からのコメントを以下のとおりお知らせ申し上げます。

記

【コメント】

当社は、ファントムとホン・ジョンホ氏を被告としてソウル中央地方検察庁に2007年3月20日付で刑事告訴し、ソウル中央地方検察庁は、両容疑者を同9月3日付で起訴しておりました。このたびのソウル中央地方法院による判決は、韓国での従来著作権侵害事例と比べ厳しい内容とのことであり、今回の著作権侵害の悪質さが公の場においても認められたものと言えます。

尚、ファントムとホン・ジョンホ氏を相手方として2007年6月22日付で提起した、損害賠償請求等を求める民事訴訟につきましては、現在ソウル中央地方法院において係争中です。

当社は知的財産権を重要な経営資源の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上